

議案第49号

岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について

岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の取組を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第4項の規定により、連携協約の一部を変更することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

別表 I 圏域全体の経済成長のけん引の表を次のように改める。

別表(第3条関係)

I 圏域全体の経済成長のけん引

新たな産業の創出及び地域産業の振興	
取組内容	広域的な情報共有, 企業マッチング等を行い, 新たな産業の創出や育成に取り組むとともに, 中小企業に対する人材確保等の企業ニーズに応じた支援により, 地域産業の振興に取り組む。
甲の役割	新たな産業の創出, 地域産業の振興に圏域の中心となって取り組む。
乙の役割	新たな産業の創出, 地域産業の振興に甲と協力して取り組む。
地域資源を活かした商品や農産物の販路開拓・拡大	
取組内容	地域の強みや資源を持ち寄り, 商品や農産物について, 生産地と消費地とのつながりを強めるとともに, 販路の開拓・拡大に取り組む。
甲の役割	商品や農産物の販路の開拓・拡大に圏域の中心となって取り組む。
乙の役割	商品や農産物の販路の開拓・拡大に甲と協力して取り組む。
国内外に開かれた広域観光の推進	
取組内容	圏域の歴史, 文化, 芸術, 自然等の魅力を圏域外にも発信することにより, 国内外に開かれた広域的な観光の推進に取り組む。
甲の役割	広域観光の推進に圏域の中心となって取り組む。
乙の役割	広域観光の推進に甲と協力して取り組む。

岡山市及び備前市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関する新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表(第3条関係) I 圏域全体の経済成長のけん引		別表(第3条関係) I 圏域全体の経済成長のけん引	
新たな産業の創出及び地域産業の振興		新たな産業の創出及び地域産業の振興	
取組内容	広域的な情報共有，企業マッチング等を行い，新たな産業の創出や育成に取り組みとともに，中小企業に対する人材確保等の企業ニーズに応じた支援により，地域産業の振興に取り組み。	取組内容	広域的な情報共有，企業マッチング等を行い，新たな産業の創出や育成に取り組みとともに，中小企業に対する人材確保等の企業ニーズに応じた支援により，地域産業の振興に取り組み。
甲の役割	新たな産業の創出，地域産業の振興に圏域の中心となつて取り組み。	甲の役割	新たな産業の創出，地域産業の振興に圏域の中心となつて取り組み。
乙の役割	新たな産業の創出，地域産業の振興に甲と協力して取り組み。	乙の役割	新たな産業の創出，地域産業の振興に甲と協力して取り組み。
地域資源を活かした商品や農産物の販路開拓・拡大		国内外に開かれた広域観光の推進	
取組内容	地域の強みや資源を持ち寄り，商品や農産物について，生産地と消費地とのつながりを強めるとともに，販路の開拓・拡大に取り組み。	取組内容	圏域の歴史，文化，芸術，自然等の魅力を圏域外にも発信することにより，国内外に開かれた広域的な観光の推進に取り組み。
甲の役割	商品や農産物の販路の開拓・拡大に圏域の中心となつて取り組み。	甲の役割	広域観光の推進に圏域の中心となつて取り組み。
乙の役割	商品や農産物の販路の開拓・拡大に甲と協力して取り組み。	乙の役割	広域観光の推進に甲と協力して取り組み。
国内外に開かれた広域観光の推進		国内外に開かれた広域観光の推進	
取組内容	圏域の歴史，文化，芸術，自然等の魅力を圏域外にも発信することにより，国内外に開かれた広域的な観光の推進に取り組み。	取組内容	圏域の歴史，文化，芸術，自然等の魅力を圏域外にも発信することにより，国内外に開かれた広域的な観光の推進に取り組み。
甲の役割	広域観光の推進に圏域の中心となつて取り組み。	甲の役割	広域観光の推進に圏域の中心となつて取り組み。
乙の役割	広域観光の推進に甲と協力して取り組み。	乙の役割	広域観光の推進に甲と協力して取り組み。